

令和6年度 第1回 草津市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

■日 時：令和6年10月16日（水）10：00～11：30

■場 所：草津市役所 6階 教育委員会室

■出席委員：14名（順不同）

橋川市長 藤田教育長 安田委員（中村代理） 丸山委員 榎本委員
峯本委員 田中委員 松嶋委員 廣瀬委員 北村委員 一浦委員 高谷委員
辻委員（杉山代理） 恒松委員

■事務局： 菊池教育部理事 好土崎教育部副部長兼児童生徒支援課長
宮永児童生徒支援課長補佐 北村児童生徒支援課主査

■傍聴者： なし

開会

【事務局】

皆様、改めましてこんにちは。定刻になりましたので、令和6年度第1回草津市いじめ問題対策連絡協議会を始めさせていただきます。委員の皆様には大変御多用の中、本協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本協議会は草津市いじめ防止基本方針の規定に基づき開催いたします。

なお、議事録を作成するため、会議内容を録音させていただくとともに、議事録作成のために御発言の際は、必ずマイクを通して、所属、お名前とともに御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例第4条に基づき、本協議会の会長であります、草津市長橋川渉が御挨拶を申し上げます。

【市長】

おはようございます。皆様にはこの度、草津市いじめ問題対策連絡協議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、本日お忙しい中御出席を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて平成25年9月に国の方でいじめ防止対策推進法が施行されまして、それから10年余りが経過し、令和6年8月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂版が文部科学省から示されました。この間、草津市内の公立小中学校では、いじめはこどもの生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立って、いじめ防止の対策を推進してまいったところでございます。また、草津市教育委員会におきましては、いじめの問題に関わる教職員研修の積み重ねにより、法に基づいたいじめの認知について見逃すことなく認知できる教員の資質の向上を図り、そのこともありまして、いじめの認知件数が増加している傾向がございます。

今後とも各学校では、いじめはどこの学校、どの子どもにも起こりうる問題として、いじめを見逃さずに認知するとともに、その情報を保護者、地域、関係機関等の間で共有し、適切に連携して対応することが不可欠でございます。そのための方策につきまして、委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜ればと思います。

引き続き、全ての子どもたちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめの問題解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、これより次第に従って進めてまいります。本協議会設置条例第5条第2項に基づき、会長である市長に議長をお願いしたいと存じます。橋川市長よろしくお願いいたします。

【市長】

これより私が議事を進めさせていただきます。今回の終了予定時刻については11時30分頃ということをお願いいたします。円滑な進行に御協力をお願いいたします。それでは、いじめの未然防止に関すること、主体の取り組みの推進について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

失礼いたします。それではまず、1枚目の資料になります。今年度の重点が2つあります。昨年度この会で御協議いただいて、そして御意見いただいたところから、令和6年度、1つ目に、子ども主体の取組の推進を未然防止として、2つ目に、初期対応力の強化の推進をしてというところ前に挙げております。3枚目のスライドになります。まず1つ目について、説明させていただきます。子ども主体の取組の推進についてということで、スライドは4枚目に入ります。今年3回目になります草津市子どもサミットを8月に開催いたしました。そのとき、このようなテーマで進めていたところをまず、紹介させていただきたいと思っております。1部と2部で今回初めて行ったのですが、まず1部のテーマの方では、子どもまんなかの学校づくりに向けて、私達にできることというテーマのもと、新堂中学校の生徒2名の司会進行で会議を進めました。そして、第2部の方では、こどもの居場所づくりということで、専門のファシリテーターの方が司会進行をされて、そして市長の方と進めていただきました。

5ページ目になります。こちらの趣旨とねらいとしまして、先ほども申しました子どもまんなかの学校づくりに向けて私達にできることということで、子ども基本法が大切にしてある4つの考え方、その中で自分の意見を述べ、重視される権利、ここにスポットを当てて

取り組みました。大事にしたいキーワードとしましては、「こどもまんなか」。生徒の方では、生徒会活動や部活動、学校行事などにおいて、どうすれば「こどもまんなか」になるのかについて話し合う。また、教員の方もこの会では参加して話し合いの場を持ちました。学校の中で、こどもが真ん中になるというのはどういうことかということに焦点を当てて話し合いを行いました。

そこでスライド6ページ目になります。生徒と教員、それぞれのグループの中で話し合いを進めていく中で、生徒主体の取組を進めているところで、困り事ってというのはどんなことだろうというところで、生徒の方からは「中心になってやっている生徒とそれ以外の全体の生徒との意識の差がちょっと気になる」、「自分たちが一生懸命やっている割にみんながなかなか意見を出してくれない」であったり、また「リードしている側の気持ちがなかなかわかってもらえないのではないか」と逆にちょっと責められる場合もあったりするという困り感、そして生徒会が先生中心にちょっと進んでいるのではないかというような率直な意見が出ておりました。また、教員の方では、できること、できないことということで、生徒が取り組みたいことと現実的にできることとのギャップがやはりあると、大人目線での意見の方もその中で上がってきたりしておりました。

スライド7ページ目になります。その中で「こどもまんなかの学校」というところで、こどもたちの方でどうしたらこどもまんなかの学校になるのか、あるいは教員の方では、学校でこどもが真ん中になるってどういうことだろうということを改めて少し考える場面も設けました。生徒の方からは、全校生徒が関われるようにしていくこと、これが大事なんじゃないかと生徒の意見の尊重、生徒の意見から新しいことを何か実現できるんじゃないか、また、先生と一緒に向き合ってもらいつつ、寄り添ってもらいつつ、お互いで決めていけるのではないかと。先生の方からは発言しにくい生徒の意見をもっと積極的に拾い上げていくべきだというような意見の方も出されたりして、会の方は大変盛り上がりました。

8枚目のスライドには、そのときの様子の方も写真で少し映しております。さて、こどもまんなかの学校づくりに向けてということで、サミットの方も紹介したのですが、この中で先ほど出てきた意見として、多くの意見を吸い上げることの大切さ、これがこどもたちの意見が反映される学校風土の醸成に繋がってくるところから、実際にこどもたちの方からの意見で学校の取組で変わってきたこと、こどもの主体的な活動で、こんなことを再度取組が刷新されていっているものというのがそこに書いてあるようなことです。学校での飲み物が水やスポーツドリンクもOKになっています。生徒手帳が多少かさばるので、生徒証の方も導入していったということや挨拶運動、いじめ防止の取組について、より積極的にこどもたちが関わって推進していくというようなところが見られております。

そして、こども主体の取組の意義としまして、そこに示させていただいたように、たくさんの方が考えられます。コミュニケーション力をしっかりと図っていく相互理解であったり、そして話を進めていく中では、上手に折り合いをつけるという場面が生じたり、自己有用感を感じたり、お互いを尊重し合ったり、そしてやりきったという達成感、自分たちの

意見が反映される、こういう様々な体験を通して、こどもたちが主体となって互いを理解し尊重しそれが安全安心な学校づくりに繋がっていくだろうというところで、左下に示させていただいているようないじめの原因・要因としまして、例えば、今考えられている3つを挙げていますが、コミュニケーション力の欠如、優越感に浸りたい、異質なもののへの排除、こういったものを未然に防げるのではないかと考えております。

11ページになります。いじめの未然防止にも繋がる学校風土の醸成というところで、こどもまんなかの取組を推進していく中で、生徒指導提要にも示されている4つの大きな観点としまして、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全安心な風土の醸成、こういったことが示されていますが、こういったことにも繋がっていくというところで、さらに今後、推進をしていきたいと考えております。

そこで、教員の認識の向上、こどもの意識の向上、こういったところをさらに推進していくためには、どういったことが大切になっていくのかというところを考えております。教員の方では、教員主導からこどもまんなか中心へ、関わっているこどもだけでなく、全てのこどもがどのようにして関わっていくべきなのかというところで推進していきたいと考えております。まず、1つ目の未然防止に向けての説明は以上となります。

【市長】

はい、ありがとうございました。こどもまんなかの学校づくりを推進するという、そういう取組もやり出しておられると思いますが、いじめの未然防止にも繋がっていくのだということでございます。事務局からの説明では、こどもたちの意見が反映される学校風土の醸成というのが教員の認識とか、そういうものを見据え、向上させ、こどもが主体となった安全安心な学校づくりの方策になっていくと、何か学校はもとより保護者、地域、関係機関一体となって、未然防止の取組を進めるにはどのような形、焦点を当てて取り組んでいくことが大切なのかということもさらに広げてですね、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

まず最初に、今説明があったことに対しての質問がございましたら、よろしく願いします。よろしいですかね。ちょっと私からいくつか質問をまずはさせていただきますけれども、6ページにですね、教員の方の立場で困っていることが挙げられているのですが、教員間でもいろいろな考えがあって意見をまとめる難しさがあるだろうというふうなことが考えられるのですが、どんな意見がいろいろあるのか。具体的に何か教えてもらえたらと思います。それとこどもの時間のできることと、できないこととあるのですが、生徒が取り組みたいことと現実的にできることのギャップがあると、これも何か具体例があってですね、こどもはこう言ってたんだけど、現実的にはこれはできない。それらをできないときにどういう形でこどもと折衝して納得させるというか、こどもの言っていることだけでも、また社会的なことの学びにもなるというようなことがあろうかと思うのですが、そこで何かございましたら教えていただきたいなと思いますのと、あとこども全員の全体の意見をどう

やって集めるのかということにも繋がってくるんですけども、目安箱では生徒の方の意見なんですけど、目安箱では意見が集まらないからタブレットを活用してみんなの意見を拾っていくんだというようなことも出ていたのですが、実際にはやっているような学校があるのか。どうかその辺を教えてほしいなど。意見を集約するのに、話し合いだけ、あるいは何かペーパーというかアナログだけで進めて、そういったデジタル機器を使いながら意見を出してもらおうようなやり方をやっているような事例があるのかどうかということをお教えしてほしい。9ページに、ICTの活用で、ノートPCやタブレットを使って多くの意見を吸い上げるということも書かれてあるんですけど、今の実施状況がどうなっているのかなということでお質問をしたいと思います。

【事務局】

今御質問があったことについて順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず6ページについてです。教員間の合意形成をどうかというところで、協議会でも様々な考えがあってということなんですけど、そこにつきましては、その下にも示させていただいてるようなところとかぶります。こどもへの負担への配慮、学習や部活動、生徒会活動、いろんなことの両立、こういったところで悩ましいところがあったり、そしてできないことということも、かぶっていますが、目的とリスクを生徒がなかなか理解できているのか、そういったところも含めて先生の間でも実際にはこれを推進するべきなのか、もう少し様子を見て考えるべきなのか、またはこれはちょっともう難しいと告げるべきだろうか、そういったところが出ておりました。

そして、具体的にその生徒が取り組みたいことと現実的にできることのギャップというところですが、例えばになりますけれども、スマートフォンを学校の方へ持ち込んだり、またはボイスレコーダーを持ち込んだり、そういったことをちょっとしたいというような、例えば意見があったときにそれについては、現実的なことではないというところ、こどもたちの感覚と、まだまだ現実的な学校での教育現場との不一致、そういったところがあるかと思えます。

そして資料の7ページについてなんですけども、目安箱については以前より取組をしていただいていて、学校によっては目安箱が有効に今でも活用されているという学校もあります。そしてタブレットを利用して、みんなの意見の方を集めていくことについては、今後そのようにしていきたいなという意見は例えばうちのサミットでも出ていたのですが、具体的にこどもたちの方が主導でタブレットを使った意見の集約を実際に行ったということろまでは今まだ確認できていない状況です。

これからやってみたい、そういう方法もある、こどもたちにもそれをさせられることができるんじゃないかなというような今現状で、確認をしているところです。

【市長】

はい、だいたいのところはわかりましたが、学校現場が、どういう対応でこれを受けていくのかというのは非常に大切なことだと思います。こどもまんなかの学校づくりということを進めていただきたいなと思うのですが、他に質問がなければちょっと現状なんかも教えて欲しいということで、まずはA委員さん、学校風土をまんなかのものに持っていくということでの取組、あるいは今の現状を教えていただきたいと思います。中学校での認識も併せて教えていただけるようにお願いします。

【A委員】

私自身の考え方としてまず基本的にあるのは、こどもが自分の意見を述べる権利、いわゆる意見表明権がしっかりと学校にあれば、こどもの持っていることを、教師であれ、保護者であれ、お互いに対して、自分の思いを伝えることによって、今自分がいやな思いしてるんだとか、「今、誰々さんこんなことになってるんだ」というようなことが情報として入ってくるのではないかなと思っているので、この意見表明権というところを非常に大切にしています。やっぱり嫌な思いをしていることをきちっと認知して、それに対してこどもが話をしてくることにに対して、しっかり大人が返していくということは非常に大事なな思っております。

それから、その意見表明権のことからいくと、例えば、こどもが何かこういうやつを話したいなと思ったときに、そのこどもが言い過ぎたことに対して最善の利益を考えて、そうして例えばこの秋のシーズン、体育祭とか文化祭が行われたんですけど、生徒の意見が正当な理由がわからなくて上がってきた意見として、こんなことやりたい、やりたいと言っていることをもう教師が今まで、市長がおっしゃった言葉を使うと説得して止めさせるとかそういうことはあったんですけど、そうではなくて、まずいったん聞いて受け止めると、その上で、「ここがこういうことだったらできるんじゃないか」ということは、きちっと教師が返せるということが大事になって、今年度については本当であれば、先生も保護者も一体となって楽しめるような工夫をしていきたい、具体的にいくつか挙げていただくことを形にすることができ、すごく保護者も良かったと言っていたいてますし、先生方も楽しんでいただけたし、こどもは何よりということがありました。

あと今年度、市の中学校は全ての生徒が安全安心な学校づくりという大きなタイトルを挙げたんですけど、今回こどもサミットのときの司会進行について、中学校の会長・副会長は、こちらの進行をしてくれましたけれども、自ら手を挙げてくれたんです。なぜかと言うと、こどもまんなか、私達が学校づくりしていこうということを私がやることを言っているので、多分ですが、それで浸透していて、事前に児童生徒支援課の担当者と挨拶したときに、しっかりした今年のこどもたちなので、どういったことがこどもまんなかの学校づくりになっているのかということが自然と言える状況にまでなっているということもあって、当日、その辺りのところはしっかりとチームそれぞれのグループに会長・副会長が入っ

て、司会・進行してくれていたように、私は見させてもらっていて、よく頑張ってくれているなと思っています。

いずれにしても、基本法が大切する4つの考え方のところで、差別されないというのはもちろんみんなわかっていることなんですし、生存権とか学習権とかというのはもう当たり前だと思っているんですけど、こどもの利益、最善の利益を目指すために、しっかりとした意見表明権を大切にすることが大事なのだということを私としても考えとして、こどもたちに伝えているので、何かあったらおいでというスタイルで、今年から校長室を開放して、生徒が直接話し、何十人来ていたり、もう一緒に給食も食べたりしている。そんないい感じでスタートできているということもちょっと紹介させていただきます。

【市長】

ありがとうございます。またそういった取組が市内の小中学校で広まるように、そういったことも大事だなと思います。次に小学校の取組、現状、課題ということでB委員さんからお願いします。

【B委員】

先ほど事務局の方からこどもサミットの話聞かせていただきました。まず1つ率直に思ったのは、やっぱり中学生だからこれできるんだろなということは率直に思っています。

ただ、小学生だからといって、ここまでのことはともかく、できないと言われるそうではないんだろなと思っています。ただ、小学校ですので、1年生から6年生までのこどもがいると考えたときに、学校全体での意見なんかの反映ということがどこまでできるか考えなければいけないんですけども、でもそれこそ、委員会活動というのが小学校の場合にありますから、5年生、6年生が中心となって、そういったところを活用していければ、今言ったようなことは実現していけるんだろなと思っています。

ついこの間なんですけど、小学校の校長は、割と朝挨拶をするっていうことで、学校の校門付近でこどもを迎えるっていうことをしているんですけども、6年生ぐらいのある子が私に、「先生、バスケットボールのゴールを運動場に作ってもらえませんか」という話を直接されました。

その子、おそらくミニバスをしていてというところで、そういうのはやりたいと話をしてくれているんですけども、そうやって先ほどA委員からも話がありましたけども、そういった思いをしっかり出せるっていうのは大事なんだろなと思いました。現実を受け止めてというところで、即答は当然できなかったんですけども、これが例えば個人じゃなくて、もっと広いところでの話になって意見が出てきたら、こちらもしっかりきちんとこれを受け止めて、現実的にどうなのか返していく必要もあるかもしれませんが、一方でそんなふうに直接話をしてくれる子がいるというのは、大きなことだろうなと思いました。先ほど委員会

の話をしたのですけども、小学校、多くの学校ではされていると思いますが、委員会活動というのは、月に1回あって、その後で、本校でいくと、委員長会というものを行っています。それぞれの委員会でどういう取組をしていくかという共通理解する場なんですけども、その責任は当然、各委員会の委員長が集まるんですけども、併せて3年生以上に学級で代表委員っていうものを決めてということで、このこどもたちも参加すると、基本的には委員長会で一応出来た意見なんかをしっかりと記録を取って、それを各学級で伝えていくことをしているんですけども、結構その代表委員をやったりクラスの代表というところがつきますから、それぞれの学級でこれをやりたいっていう、もうそんな結構たくさんいて、そんなところでいって前期後期という形でやっているんですけども、そういったものに移行してっていうところで、これが高学年になったら、委員会に所属して自分たちでこの委員会を運営していくところに繋がってきていると捉えています。そういったことをしっかり積み上げていって、中学校になったらそれが生徒会というところで、さらにもっと大きく学校とか、場合によったらね、それ以上のというところで、自分たちの活動を広げていけるっていうような、その時期を小学校は培っているのだらうなと思っています。

最初に申し上げました、こどもサミットのことなんですけども、今のところ中学校で、今年で言えば4年度からですね、3年が経過しているところで、この趣旨でいくと、やがては小学校という、そんな流れになってくるんだらうなっていうことは思っています。さっきも言ったように、この力量というのは絶対あると思いますから、これを機にいいところできちんと小学校でも学校全体を動かすというところに、力をつけさせていきたいなと思ってますし、それがひいては、本当に先ほどから言われているいじめの未然防止にも繋がっていくのではないかなと思っていますので、本校としてもなかなか十分でききれていないところはあるのですけれども、頑張って取組を進めていきたいと思っています。

【市長】

小学校の取組についても御紹介をいただきました。次にC委員さん、臨床心理士としての未然防止に関わることについて、御所見をお願いいたします。

【C委員】

今お話を伺いまして、思っていたことは、本当に立場の弱い子のことも思ってください。スクールカウンセラーが面談で出会ったり、保護者の相談にのっている、コミュニケーション能力が低い、学力が低い、集団の中で入りにくいという子たちが、この大きな学校風土の醸成の中でどのようにそれを認知して、目指すところは、相談しやすい環境に繋がっていくのかということをもし取組の中で感じられたことがあれば、教えていただきたいですし、その辺をすごく興味を持ちながらお話を伺っていました。

【市長】

はい、ありがとうございます。今相談しやすい環境、全てのこどもたちから、意見が出しやすく、それをどう実現していくかというようなことでございますけれども、事務局の方は何か取組としてはございますか。

【事務局】

対策でいいますと、例えば取組はされていることでいいますと、健康観察。これまで体の調子を朝、こどもたち同士で確認をするというのを小学校でもやっていたところですが、それに心の状態からの、風邪をひいたとか、頭が痛いとかだけではなくて、自分が落ち込んでいることをなかなか皆の前で言えないというのがあるので、先ほども市長からもありましたが、インターネットを使って、それ以外の端末を使って、それで心身、心と体の健康観察をできないかというのを取り組んでいるところです。今はなかなか集約としていくとか、たくさんのこどもたちから上がってきたものを点検し、課題もありますので、試行錯誤しながら取り組んでいるところです。

【市長】

それでは、次にD委員さん、人権センターにおいての安全安心な風土づくり、それに対する課題、今の状況などをよろしく願います。

【D委員】

相談しやすい風土ということにつきましては、人権センターにも人権相談というものがあります。数年前の関係もありまして、実は相談が多く、令和5年度は140件、年間の相談ケースがございました。直接来ていただく方もいらっしゃれば、電話で顔が見えないというので、相談される方もいらっしゃいます。相談員は1名配置はしてるんですけども、やはり中には、やっぱり女性の方がいいと言われる方もいらっしゃいまして、できる範囲では対応させていただきます。

もう1回この方に本心が言える、聞いてもらいやすいなということを思われ、来所される方もいらっしゃるということで、その人その人に合わせた内容の方をしていきたいなと思っております。

【市長】

直接来られての相談、あるいは電話相談を受けているということで、それは、保護者からの相談と、こどもが直接そういう相談をすると割合はどれぐらいですかね。

【D委員】

人権センターでいいますと、ほとんどこどもからの相談でございます。ただ年に1、2件

ぐらいいは保護者さんの方から人権センターでも先生の方が入っておられますので、相談をやっぱり直接学校に言うのが難しいことについては、人権センターに配置された先生にお話をされたという案件があるということを伺っております。

【市長】

ありがとうございます。次にE委員さん、法務局における安全安心な風土の醸成とか、こどもに対する取組などについて御紹介いただきたいと思います。

【E委員】

先ほどの議論となっております、この相談窓口についての法務局の取組を紹介させていただきます。いじめ問題については、人権問題であると捉えております。その上で、この人権110番電話による相談窓口に加えて、SNS（LINE）相談というものを開設しております。それに加えて、この9月3日から、インターネットブラウザを介して相談ができ、人権相談というものをしております

【市長】

はい、ありがとうございます。それではですね、F委員さん、教員のいろんな認識にもまだ差があるという紹介があったりですね、こどもについても、全てのこどもからの意見をどう出してもらうのかとかですね、あるいはこども主体でどこまで取り組んでいくのかとかいろんな話があったり、あるいは相談窓口の開設状況等もあったのですが、その辺を踏まえて、いじめの未然防止について御助言をいただきたいなと思います。

【F委員】

さきほどの説明で取り組んでいただいて、先生からも紹介が素晴らしいな、こういうのは難しいなとか、先生に意見を聞いてもらう、先生主導で進んでいるのではないかな、こういう意見が出るということ自体が大事なのか、やはりこどもの可能性というか、多分もう信頼するということがやっぱり大事なのかなと、ここはこどもがどうせできないだろうというようなことでやりますと、結果的に多分同じ選択になることはあると思うんですね。

教師が変わって、こういった答えというのも生徒がいろいろやり合った結果として出てきたもの、やはり生徒にとっては、そこで教師に話を聞いてもらいながら考えて出した答えというのが、やはりその主体性もあってなので、生徒の負担であるとか、できない、このリスクがわかっていないのではないかなというような意見も持ちがちなのは、理解するんですけども、こどもの可能性を信じて受け止めるというようなことを続けていただけないかなと思って、そのように大人に話を聞いてもらえるという、先生がおっしゃっている表明権という、やはりどんな意見であっても、放っておかれずに取り扱われるんだと、そういう意見を聞いてもらえるんだということがやはり未然防止というか、後からこんなことで

悩んでいるのはおかしいんじゃないかということではなく、とりあえず言ってみようというようにことに結びつけば、最初の重大事態に陥ったような事例で見ると、結構こんなことで悩んでいるのかとか、友達同士でやっているだけだな、そういうことでもと流されたりした結果として、最初の対応の先生は結構聞いてくれないということが、保護者の方の過大な要求というのもあるというのもちよっと出ていますけれども、元々の掛け違いが何にあったのかというと、やっぱり親さんであるとか、生徒が言うてくることを軽んずるようなことが多少ニュアンスとして見えたりすると、そこで信頼関係が悪化していくということは、そういったところで行き違いがあると、なかなか後から挽回するということが難しいので、そういったところをまた今後とも、校長先生方がやられていることと同時に、何か進めていただきたいです。

【市長】

ありがとうございます。しっかりと聞くということが大事だということでございます。それでは未然防止については、これぐらいにしまして、次に初期対応力の強化の推進についてということで、まず事務局より説明願います。

【事務局】

資料の１３枚目のスライドになります。現状についてです。学校を取り巻く環境の変化としまして、著しくこどもの家庭の背景が多様化・複雑化してきている、そういう背景があります。そこから保護者や地域からの少し学校として対応が難しい困難な要求、また苦情であったりが多くなっているというような状況です。そういった状況の中、スライドの１４ページ目です。いじめの防止、このための基本的な方針として、国の方から示されている中に、「他の業務に優先して」という文言があります。いじめに関わる報告・相談を受けた場合、他の業務に優先して対応というところで共通理解をして、学校の方で取組を進めていただいております。

スライドの１５ページ目になります。いじめ防止対策推進法、こちらに示されているところを実践しているわけなんですけれども、適切な初期対応としまして、大きく３つ、背景や経緯も含めた十分な事実確認、迅速な報告と相談を踏まえた組織対応、丁寧な記録、この３つを大きなポイントとしまして、繰り返し学校の内外で周知浸透を図っているところでございます。

スライドの１６ページ目になります。こういった対応をしているところなんですけれども、一方で課題としまして、実際に子どもや保護者と窓口となって関わる教員の対応力の差というものが１つ課題としてはあります。先生方の経験年数の差であったり、実際には社会経験の差であったり、年齢以外の差がこういったところに出てきているという中で、事実確認これがどの程度しっかりできていたのか。そして記録はどうなったか、そもそもこの事案について、報告や連絡、相談の意識がどの程度かというところで、まだまだ課題がある一面

もあります。

そういった中で聞き取りシートとしまして、既にあったものをさらに改良を加えて別紙の資料になります。そちらの方を作成していくところでございます。中身としましては、赤字で示させていただいているところを今回新たに付け加えたところです。チェックリストをここへ入れることで、先ほど課題のところでは挙げさせていただいた経験年数や社会経験の差を埋めるために、当たり前という思いではなく、誰が対応してもこういったところに気をつけて、こういったことを実際に進めていくというポイントをできるだけコンパクトに1枚ものにしたものになります。聞き取りをするときに、きちんと聞き取りと指導を別にするという意識で行うだけでもずいぶん違いますし、被害、加害のこの逆転現象は起きていないか、子どもたちに自分の思いの言い残しがないか、そして聞き取りを実施したら、すぐに報告を行っているか、そういったところを視覚的に確認しながら、実際に複数で対応していくところを学校の方へ引き続き周知浸透を図っていきたいと思います。この聞き取りシートの裏面には、さらに組織の中で確認ができるかというところで個人でなく、組織で確認するというページも下段の方にちょっと示させていただいております。こういったところをさらに学校に周知浸透していく中で、いじめの初期対応を強化・推進していきたいと考えております。

参考資料になりますが、スライドの17ページ、18ページそして19、20ページを示させていただいております。毎月学校から上げていただいている報告の数字になりますので、そちらの方は御確認をお願いいたします

まず、草津市内のいじめの認知件数におきましては、中学校の方では増加、小学校においては、増加は鈍っているような様子があります。そして19ページのスライドですが、いじめの認知方法、こういったところも大きく変わっているところはないですけれども、教職員がいじめを認知した数は、小学校・中学校において増えていますと。それから小学校、中学校どちらにも共通しまして、その他のものが認知している、ここには友達とか小学校であれば学童の指導員であるとかそういったところも含まれています。

そして最後、20ページのスライドになりますが、草津市立の小中学校のいじめの対応としましては、ネットによるいじめの増加がずいぶん心配しておったんですけれども、昨年度までの実績で言いますと、一旦増加しているようなところがあります。ただ一方で、このネット絡みの事案については重大化する恐れが非常に大きくなっているものを合わせておりますので、数だけではなくて、中については、引き続きネットについては要注意な面が見られております。

【市長】

はい、ありがとうございます。子どもや家庭の背景が多様化・複雑化しているということでもございますし、またいじめ、いわゆる対応が難しい場面が増えてきているというような課題があるということでございます。それと教員の経験年数とか社会経験の違いで、いじ

め事案への対応についても下がるという課題があるということで、初期対応の適切な推進に向けての方策として、聞き取りシートを改良したということの紹介もございました。そういった中でまた御発言をいただきたいのですが、まず何か今の説明の中で御質問がございましたらお願いします。

私からになりますが、具体的に対応困難な要求や苦情がどんなものがあるのか、たくさんあると思うんですけどね。数例を紹介していただいたり、あるいは草津市の場合の分析がされていれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

【事務局】

今の御質問なんですけれども、保護者、また地域からの対応困難なものとして、例えばの例で示した、いじめが起きたときに被害の保護者の方はどうしても加害の本人やその保護者に対して何か懲罰を加えたいというような思いを何とか実現させるためにというようなところが実際に多いという現状があります。懲罰という中身についてもそうなんですけども、例えば転校であったり、クラスを変えてほしいであったり、そういったことも含めてなんですけど、中身としましては、何かその対応として、すぐに実現することはいろんなことを踏まえないと、段階を経ないとできないことも含めてなかなか難しいことを言ってこられるという点が一例としてあります。そしていじめ問題の絡んでいるトラブル、これについての数値についてはちょっと草津市の方はまだの状況です。

【市長】

はい、ありがとうございます。他には御質問はございませんか。それでは、また質疑をさせていただきますので、お願いをいたします。まずは学校教育ということで、A委員さんの方から全体通して、聞き取りシートについても何か御意見がございましたらお願いをいたします。

【A委員】

児童生徒の数が増えてきている中で、初任者なり、2校目の配置として若い人がたくさんいる中で、やはりベテランの先生の経験というところは大きいところはあると思うので、やはりそれを担任任せにしないうちに、学校でも普通、いじめ問題対策委員会という形を必ずとって、学年なり関係している先生や生徒指導の担当者、そこへ管理職どちらかが入って、必ず協議をするようにしています。ずっと毎日協議なんかをしています。そんな中で1番良い方向、方針で立てて、対応していく。

もう1つは、もう以前からL委員にも御指摘いただいた記録の大切さ、しかも教員の考えとか、思いとかを全部排除した事実を書くというところについては徹底しています。その辺は大事なかなと思いますし、その辺のところはまだまだ学校によってはできてないところもあったりするのかなと思うので、そういうシートがわかりやすい形でチェックするチェッ

ク欄を作ってくださったのかなと思っていますし、これは非常に大事になってくると思っています。

反社会的な動きの問題行動が減ってきている中でいくと、やはりいじめが絡んでいるというケースは非常に多いなと思います。

あと、SSRに市長が全ての学校に1名ずつ教員配置いただいて、1人必ずいてくれるので、本当に例えばクラスで嫌なことを言われたとかで、部屋に来て、話を聞いてもらえる、安心できる、しばらくして戻るというようなシステムができて、そこへ週1回のカウンセラーさんもぜひ覗いてみてくださいというので、うちの担当をしてくださっているカウンセラーも必ず顔を出して話して、様子を見て、助言いただいたというようなことができて、草津市の登校支援室が今だいぶ違うんじゃないか、もう復帰している数が結構出てきているので、効果がものすごく上がっている。そこにSSRの方にも、顔を出してくださいということで、私もしょっちゅう顔を出しています。そんな形でちょっと紹介させてください。

【市長】

よくわかりました。ありがとうございました。登校支援室の教員の配置ですけれども、県費教員と市費の担当の教員で合わせて20校全てに、この4月から配置いたしました。県も要望がね、20校全てという要望をしていたんですが、一向に埒が明かないし、配置してもらえないので、それはもう全ての学校において、そういう必要性があるということで教育長とも相談して、この4月から踏み切ったところでございます。効果を十分発揮していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に小学校の現状なり課題なり、御意見をB委員お願いします。

【B委員】

小学校、中学校と違うところというのは、中学校ですと、学年主任がいわゆる学年主任という位置づけでおられる。それから、それぞれの学年に生徒指導の担当の先生がおられる。そういったところで、結構学年なんでね、学年等でいろいろ何かあった際には、やっていくシステムがきちっと確立している。その点、小学校の場合は学年等で行って、そういう共有はするのですけども、いろんないじめ事案が起こったときに基本的に例えば学年主任の先生も、自分の学級があるわけで、なかなか直接に関わるというのが難しい現実があります。でも、それでも例えば本校で言えば、児童生徒支援加配等もいるというようなところで、何かあったときの関わりというのは、きちりできているかなと。特に事案があったときに聞き取りをするというところで、先ほどの経験年数の違いというところが、確かに小学校も一緒ですので、経験の浅い先生のプラスで、そういう事案があったときにやっぱり直接聞き取るというのはなかなか厳しいとなったら、今言ったような形で、経験のある職員がきちり入ってということで、そちらの方がどっちかというと主導で話を聞いて、経験の浅い担任は記録の方に基本回るという形が一定できているかなと思っています。そういう経験を経験

の浅い先生も積んでもらって、当然ゆくゆくは自分でも話を聞いたりするところに繋げていくということが、一定できているかなと思っています。ただ、聞き取りシートで、これまたきちっと提示をされて、漸進的に使っていけるといいなと思っています。

今も言ったように、経験の浅い者はどちらかというと、記録をとということなのですから、そこには、本校の場合でもおそらく事実のみというよりは、プラスアルファで感じているところなんかも付け加えられているというところも、実際はあるかなと思っています。ただ、最終的に報告については、その記録を基に、また担当者の方がまとめてという形になっていきますので、そこはきちっと確認ができているかなと思いますし、この聞き取りシートがきちっと全体に周知されていくと、こういうところに気をつけて記録としては、さっきも言ったように事実のみを書いていくんだということが、皆さん書いていけると、そういうところにも時間を割くということは、一定軽減もできて、きちっと内容のあるものができていくんだろうなと思っていますので、これについてはできるだけ早くまた学校の方にも周知して活用していけるようにしていただけたら、ありがたいなと思います。

A委員の方から登校支援室の話をされましたけど、本校も登校支援室が本当にありがたく思っていて、私は今年度から校長として入ったんですけど、その前に教頭として4年間勤めていました。その頃は、そこまで実際のところ思っていなかったのも、ただ3年空いてまた戻ってきたときに、教室にちょっと入りにくいこどもが増えたなというところがあり、それで、登校支援室がすごくありがたい場所だなと思っています。できましたら、今は県も含めてということで、各校に1人の配置ということなのですから、本当に複数でも配置していただけたらすごくありがたいですし、教室に復帰できたというところは、本校の場合はまだ少ないのですけども、でもやっぱり学校に行きにくい子が行けるであるとか、あるいは教室でいろいろむしゃくしゃしたことがあってというところ。そこで少し自分の気持ちを落ち着けてというところで、また戻るというところなんかも、本校の場合はさせていただいていますので、そういう意味では、本当にこれはありがたいなと思いますし、県の方が、きちっとつけていただけたら、それはそれでありがたいんですけども、市の方もできたらそういったところはまた、今後お願いできるとありがたいなと思っています。学校としてすごくありがたいと思っていますので、ぜひともどうぞよろしくお願いします。以上です。

【市長】

はい、ありがとうございます。次に教育研究所のG委員さんは初期対応とか、あるいはシートについて、御意見ををお願いします。

【G委員】

急ぎ対応という、今本当に大事なポイントなんですけれども、すごくシートの中にきちっと書かれているというのは、すごく大きな差になるのではないかなと思います。どうして

も話を聞いていくと、ポイントをはずしてしまったりとか、後でこうしておいたらよかったなということが、ずいぶんここで修正されていくのかなと思いました。

また対応というところで、先ほども他の業務に優先して対応とあるんですけども、本当に先生方は大変だなということばかりで、職員室といっても誰もおられないみたいな感じであったりとか、時間にやっぱり追われてらっしゃる現状というのを目の当たりにします。

でも、私もいじめに関わるこどもさんとか保護者さんの話を聞くんですけども、なかなかこう話というのがどこに行くのかなみたいな話が本当ワッと広がったり、周りは見えないこと、ここかみたいなことが、やっぱり多いです。いろんな思いを抱えてらっしゃる。ただこどもたちだとか言いにくいってところから、本音が出てくる保護者さんは結構いらっしゃったり、やはりこういった初期対応がきちっとできているために、そういった話を聞きながら、しっかりポイントをアセスメントする必要があるので、話し合っ先生方の余裕であったりとか、何かそこに力を注げる、そういった時間であったり、業務上の工夫とか経営であったりとか、そういうことが本当にしっかりした対応として必要なのではないかなと思っています。

【市長】

次に、家庭児童相談室、お願いをいたします。

【H委員】

児童虐待等で保護者さんであったりとか、お子さんに直接お話を聞かせてもらう際に、本当にこの最初の聞き取りはすごく重要だということを言われて、児童相談所さんの方がその辺は詳しいかと思いますが、ここに書いていただいたようなポイントは本当にどれも大事なことだなと思いますし、やっぱり特にこの5W1Hであったりとか、ちょっと時系列がこどもさんの話であったりも、よくよく聞いていると実はこれはもう数ヶ月前の話だったとか、そういうことなんで主語がちょっと明確でなくて、そこが掛け違うと、悩んでしまうこともあるので、ここに書かれているポイントは、本当に大事なことがあると思います。私も保健師なんですけれども、やっぱりそういう話を聞くときには、発言した内容はなるべくそのまま書きましょうということでしたので、あんまりその要約して書かないとか、こどもがこのように言っていたとそのまま書くとか、そういうこともアドバイスになっていますね。ちょっと先ほどG委員がおっしゃったことでも、本当に同じことをお話させてもらおうと思ってまして、必ずしもどの子も皆さん、最初にきっちり例えばこういう一面があったとかいうことを言えるばかりじゃないと思うんですね。

ちょっとこれは小学校とか中学校さんじゃなかったんですけども、先生にお子さんがおっしゃられた事案があって、うちの方に入ってきたんですけども、本当にそれでかなり対応に追われて大変で、実際はよくよくこどもに話を聞いていったら、そういう事実がなかったということもあったりして、やっぱりそのこどもの話を本当に寄り添って聞いて、関係を

作るということはすごく大事なと思いますし、そう思うと、やっぱり先ほどのこどもが主体的な取組のところで、何か新しいことを始める場合には、何かスクラップするということも大事だということが出ていたように、やっぱりそういう先生方ができるように、時間的なゆとりとか、そういったことも本当に整えていきながら、こういったことを取り組んでいけるとと思います。

【市長】

ありがとうございました。今ちょっと話も出てましたが、中央こども家庭相談センターⅠ委員さん、たくさん事案をまた対応していただいていると思いますけれども、その辺とか、あるいは今出ている意見に対しての意見とか、よろしくお願いします。

【Ⅰ委員】

いじめ案件が学校の中では一応無視されないできちんと上げるというような、このキーワードであるということは、すごく学ばせてはいただいているんですけども、やはり学校現場の外にいて、これはいじめだと言われることに違和感があるものがやっぱりあったりします。

ニュースで最近、小学6年のこどもが小学2年のこどもの女の子の体をという案件ですとか、このうち中学生の男の子が小学生の男の子からそういう子の行動がいじめ重大案件というような形で、いやもう犯罪ということではないかというところの、学校の中では多分10代で無視されないように上げてくるキーワードでは上がって、違う立場の皆さんにちょっと「あれ？」というような、同じ対応でいいのかなとかちょっと心配になることがやっぱり感じるがあります。

いじめ認知のところの様態のところ、やっぱり嫌なことをさせられるとか、というところに、多分、性というところの何か隠されたものがいっぱいあるんじゃないかなというような心配もしてますし、そのことについて1人1人が基本的には多分変わらないんだろうなと思うんですけど、その後に謝罪がどうのというところがいきなり入ってきているところは、性の安全に関しては、やっぱりちょっと異質で、どうするというような教員への共通理解があったりとか、ちょっと私としては聞かせていただきたいなというところです。もう1つ、サポート関係で、中学生の子が小学生の方に対してというところで、その場合の対応というところに関しては、学校さんとかはどうされるのかなというところがちょっと。

【市長】

はい、ありがとうございました。事務局からは後でまとめて、今の整理をして検討もお願いしたいと思います。先に次に少年センターのⅡ委員さん、いじめ事案とか初期対応のポイント等について御意見をお願いします。

【J 委員】

今は小中学校いじめ問題対策、内容名称がいろいろあって、必ず報告が入ったものについては、チームとして対応して、管理職も入ってその時点でベストと思われる対応策で分担して対応をされている。その元々のシートができたと思ってましたけれども、こういうはっきりしたレシピ系の指導みたいなものについて、教員、特に経験年数の浅い教員は自信がないです。

それはやっぱり教えていただいた中で経験するというのがあるので、最初にまずこの通りやって、とりあえずこの辺の先生から学年主任が生徒指導の先生に相談、報告しに行けば良いということがあれば、対応はきちっとできますし、相談して安心して次の対応に進んでいけるというか、悩んだらどうしようかなと思っているところを整理していただけるのは、このシートの方から、そんな問題行動の聞き取りもこうやってやってたな、細かいことを聞いて現場検証みたいなことを先生の視点なので、いじめについてもそういうことがいちいち生徒指導担当者がしなくても、できる体制が学校にあるというのはすごく大きいことかなと思うのと、そのことを思うと、職員としてもすごく安心して働けるようなものがあるんじゃないかなと思っています。

ちょっと戻りますけれども、こどもが自分の学校のことをすごく誇りに思っただけで喋っているなというのは私も感じるので、中学生の段階で市長と喋る経験をさせてもらうということは、すごくこども主体のもっと大事なものをもらっているんじゃないかなと思いますし、うちは非行系の少年を支援しているんですけども、その頃はもう学校嫌いなんです。先生嫌いです。とりあえずそのように言います。それでも何か面白いこととかあるだろうと、行事の話をします。行事の話を今ちょうどしていた男子も運動会とかは、これだけ出ないとか、大きないろいろな人間関係で比較するんですけども、それでも、行事を気にしているし、先生から言われたこと、そこだけは覚えていたりしています。なので、その内、相談したり、困ったことも言える。

【市長】

はい、ありがとうございます。それでは次に草津警察署のK委員さん、お願いしたいんですが、先ほどI委員さんの方からは、制度の問題でこれは犯罪ではないのか、いじめなのか犯罪なのかというお話もあったんですけども、その辺の何か整理というのは難しいと思うんですが、そこらも含めてお話しいただきたいと思います。

【K委員】

日頃はもう先生方はとても苦労されているようなことを本当に私達も感じ取っているような次第なんですけど、事前に相談初期の段階で相談いただくと助かります。

本当にこじれてしまったり、もうなんかもうどうしようもなくなってから保護者の方がやって来られたりする対応が本当に難しくなってしまうんですが、事前に小学校でも中学

校でも先生方が皆さんのお気づきの段階で言ってくださると、警察としてできること、できないことを考えさせてもらうこともできますし、どうやって対応していくかということも多少連絡の方で、どのような事例ができるかできないか、触法として対応できるのかどうかとか、そういうのを検討していけるので、やっぱり早い段階で言っていただくのがすごく大切だなと日々の業務を通して感じているところです。

私達の方でも、いじめの裏には本当に傷害事件があったり、暴行事件があったり、器物損壊があったり、性の問題があって、これはそうじゃないかなとか、全部含めていじめかもしれないんですが、いじめではとても収められないんだということもありますし、対応を考えるような次第です。

やっぱり始めの対応が間違ってしまうと、本当に被害者の方に傷が大きくなってしまいますので、被害者の方の対応は本当にすごく大切だなと思っています。でも、警察もできること、できないことがあって、結局学校でお願いするようなことになることもちょっとあるんですが、警察に行って、本当に「そのように調べてくださって、こうなったんですね」と納得される方もいるので、やっぱり相談を受けて、警察としての動きをされることで、ちょっと落ち着かれる。早めの段階で御相談いただければいいかなと思います。

【市長】

それでは、事務局からということなのですが、全体を通じてということをまずI委員さんからの御質問があった、性の問題とかですね、あるいは中学生が小学生をいじめたというような事案に対しての対応はどうするかということを含めてよろしくお願いします。

【事務局】

お尋ねの件ですが、まずは小学校と中学校関係です。中学生が小学生に関わって何か気にかかるようなことが起きやすいのは、散見されることです。

市内では、小中学校の生徒指導関係の者が集まって会議をしております。その中で、特に小中学校の担当者が会議の最後に、連携を取る時間を設けております。そういったところを通じまして、問題が起きたときにお互いに連携するようという体制を整えたり、会議全体を通じて、そういった関係を作るということで、何かあったときに十分連携がとれるようにと考えております。

もう1点は性的な事案ですが、小中関係職員の共通理解についてということですが、先ほどもございましたように、犯罪に該当することになりますので、警察との連携ということの強化をここ数年図ってきているところです。実際、具体的にどこまでを言えるかという部分があるんですが、今年に入ってから、警察と連携させていただいてるものがございます。専門的な立場から警察が直接入った方が良いのかとなりましたが、学校の職員を通じての事実確認をした方がよいのかというところが、もう初期の段階からアドバイスをいただいているところです。その中で事案の中身を関係者間の必要最小限にとどめた方がよいの

か、あるいはある程度職員間で周知して、こどもたちの多様なことをいろいろ考えたことも、相談させていただきながら進めているところです。

【市長】

それではL委員さんから、未然防止、初期対応について、市、学校を踏まえ、地域、関係機関の方とも、どのように取り組んでいったらいいのか、御助言を賜りたいと思います。

【L委員】

もう今報告いただいた通りであって、初期対応のところはいつも私も研修させていただくときにも、こう強調して申し上げているんですけども、初期対応が適切にできることがいじめの重大事態化を防止する。さらに言うと、不登校をとにかく防止することが大事なので、とりあえず学校に来てくれていたら、そこでこどもたちのもちろん関係調整もできまして、一応発達保障がそこでできるので、こどもたちをそこで育てることもできますけど、不登校にしてしまうと、もう本当にどんどんこどものそういう意味では、被害、特に多くのケースはかなり長期間にわたって家で1人である状態が続いてしまうので、保護者の不安も当然大きく、困り感も大きくなります。その間に、「こんなにもやってくれへん」ということで、不信感も大きくなってしまいます。こどもの方はどんどん学校に戻ることに自信がなくなっていったら、不安が大きくなって、実際に育ちの保障できないという状態になってくるので、それが小学校の低学年、中学年で起こってしまうと思うと、もうめちゃくちゃ悪くなってしまうので、なかなかリセットが難しい状態にもなってしまいますので、とにかくいじめで不登校にさせないということが非常に大事で、それは初期対応にかかっているって言うてもいいかなと考えているように、しっかり最初、組織対応を確実に、これは法律上の義務なので、抱え込みなしで、組織に繋げるという、これは多分、草津市は頑張っているのをいただいているのかなと思います。あと、やっぱりわかったときに、こどもの聞き取りをしっかりと被害のこども、最初のところの聞き取りに通常なるので、何が起って、何に不安なのか、何がしんどいのかということ聞いてということが大事なかなというのと、事実を聞いてやって、一応こどもの主観的な思いみたいな、これも事実なので、学校の先生の主観を入れて聞くのはできませんけども、こどもがそのことによって、どんな気持ちだったのかとか、それによってどういうしんどさということに不安を感じているのかみたいなことはちょっと主観的な事実というと思いますが、ここはしっかり聞き取りをしてやって、先生にそこにやっぱり共感してやることは初期対応としてはめちゃくちゃ大事で、先生が「そんなに心配しないで、大したことはない」みたいな反応になってしまうと、多分もうそれ以上言っても、だめだなと言って、結局その弱い自分が駄目みたいな、そういう捉え方で評価をされて、そのようにこどもが感じてしまうので、そこで閉ざしてしまうから、やっぱり共感的理解をしてやるというのは、それからより喋れるようになっていったということなので、やっぱりいじめられたということを喋ること自体が、やっぱり自尊感情が下がるし、かつ言っても助

けてもらえないとか、理解してもらえないという不安感があるから喋らないわけなので、こういう不安を取り除いて喋っても大丈夫だよとわかるメッセージはやっぱり出してあげなければいけないので、そこも一緒に入れておいて、しっかり聞き取りをしてあげて、そのしんどさについては共感的理解をちゃんとするというのも、それだけでもこどもはだいぶエンパワーされるというか、先生がわかってきているのは、ちょっとしんどいけど、行こうかという、行けるかな、みたいになってくるので、やっぱり一応これ、チーム対応の中で、大体今決められているかなと思います。保護者への説明をまだ事実も確認できてないですけど、わからない状態だけど、いじめで学校はどのように対応していくのかということのを早い段階で、学校としてはいじめとして捉えてしっかりチーム対応で、事実も確認して必要な指導支援をやっていきますという、その他について御協力ください、みたいなことをちゃんと頑張ってしっかり対応しますからということを保護者に説明しておいてあげるとするのは、非常に重要です。学校が気づく前にこどもが保護者に対していじめを訴えましたとか、保護者に連絡する前に先にこどもが保護者に言って、学校に対して学校わかってきているのか、いじめ対応ちゃんとしてくれているのかみたいなときに、その最初の保護者からの不安の訴えみたいなものに対して適切に対応できないと、保護者の不信感が増大するのはもう、ほとんどのいじめ重大事態化しているものはそのパターンを踏んでいます。もちろん一番ひどいのは何回も保護者が言ってきているけども、いじめたりいじめとして認知されていないみたいなのが1番最悪ですけども、ここもちょっと保護者対応の多分今、私は最初のチーム対応を開始したときに打ち合わせをやっているのかなと思いますけれども、意識しておいていただいた方がいいかなと思いました。

犯罪、今もう滋賀県だけじゃなくて、むちゃくちゃ多いんですけども、性的動画の拡散行為のいじめであるとか、もちろん性暴力行為による、これももう性犯罪とか性暴力によるいじめという位置づけになるので、もちろん生徒指導対象行為をいじめ対策委員会の中で、しっかりある程度の位置づけの中でやるということなので、いろいろありますけど、性暴力によるいじめとか、犯罪によるいじめですね、いじめが犯罪行為に該当するケースというのを学校が対応する枠組みとしては、いじめ対策委員会を通じて組織対応をやるということ、被害の子の支援というのが、いじめ対応をする上で、1番重要なポイントになってくるので、被害のこどもの支援をどのように事実の確認と見立てと、加害者、被害者両方、指導支援が必要なケースが多いですけども、被害者支援が抜けないようにするというのがむちゃくちゃ重要なので、いじめとして位置づける意味合いはそこにもあるかなという、全体指導対応しなければいけないというのと、それと被害者支援プランをしっかり立てなければいけないということが、重要なので、それからもう先ほどからお話ししていましたように、特に性犯罪系のものについては、警察との連携というのがもうしなければいけないという言葉もおっていますので、前はちょっとこのケース、警察に連絡しようかななんてみたいなことを悩んでいましたけども、もう今は性暴力系にも、ある意味めっちゃくちゃ多いのは、盗撮行為。それで撮影したものを拡散するとか、自分で性的動画を送ってそれが友達に回される

とかみたくないいろいろなパターンあるんですけれども、もう基本は警察に相談をかける、通報というか、相談というか、ともかくとしても、被害者が被害を届け出るかどうかみたいなことも、またそれはそれで別にありますが、基本的には学校はもう警察に通報して、その中で、学校としての対応と警察がどう動くかということを早く、ある程度打ち合わせをしながら、ある意味相談をしながら、やっていくというのがもう今、義務的になっているというように理解していただいて、これは連携しなければいけないのか、どうしようかみたいな、悩む時代ではなくなり、一定のカテゴリーのことについてはもう警察への通報というのは、もう義務的になっていると理解していただいて、だんだん確立、多分草津市でも性的みたいなことが次かなと思いますけれども、そこも悩みながらですけども一応、それがスタンダードでしていかなければならないというのが、今最終的にすごく多い。

未然防止の観点で言うと、ちょっとこういう性的動画の性暴力系の犯罪とか、いじめの未然防止の教育みたいな、ネット上の方のいじめは事態が非常にハイリスクだから、ちょっとそこに焦点を当てた、やっぱり何かがあるのかなと思います。

傷がやっぱり非常に大きくなるので、ちょっとその問題をどう取り組むのかというのを少しやっぱり考えておいていただいて、マニュアル化しておいていただいた方がいいのかなと思います。

【市長】

最後に言われた性に関するいろんな犯罪行為というか、事案に対する対応についてのマニュアル、やっぱりしっかりと行って、事務局の方で検討して、また次のこの会議でも紹介をできるようにしていただけたらと思います。

それと、今御意見があった中で、聞き取りシートの中身もですね、少し修正をしてもらったらどうかなと思いますのは、教員の主観を入れない部分、要はこどもの思いの聞き取りには、まずは丁寧な事実確認ですけれども、事実だけと違って、こどもの思いも事実として捉えてということで、何か加えたらどうかなと。それから、教員のところで、共感的な理解を教員がここの段階でするんだということも、付け加えてもらったらどうかなと思いますのと、被害児童生徒保護者への説明ですけれども、ここにも早い段階での説明ですね、というようなことも付け加えてもらったらどうかなと、また教育委員会の方で整理をしていただきたいなと思います。

それでは、皆様からいろいろと貴重な御意見をいただきました。そういった御意見、今後の学校の取組、市の取組、教育委員会の取組に反映をしてみたいと思います。今後とも、この協議会で議論を深めながら、草津市がもういじめをなくしていくんだ、未然防止、早期発見、早期対応していくんだという中で、安全な安心な学校だなと言われるようにですね、していきたいなと思うところでございます。

それでは閉会に対しまして、教育長から御挨拶なんですが、少しまとめも含めて御挨拶をお願いします。

【教育長】

本日は皆様大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それぞれのお立場から非常に具体的に御意見また詳細なアドバイスを頂戴させていただいたところでございます。

今のいじめの認知状況を見ておりますと、増加傾向であるということはもう紛れのない事実でございます。そういった意味では認知力も上がってきたのかな、そしてそれに伴う対応が重要だということも認識をしているところでございます。やはり、初期対応が原点だということを改めて本日の会議の中で認識をさせていただきまして、今、委員の皆様からお話がありました、聞き取りにおける共感的な理解であるとか、被害者への支援であるとか、子どもたちの思いであるとか、そういったことをしっかりですね、もう一度その教職員の経験の差や、社会的な経験の差、いろんな思い込み等もあるかと思いますが、そういったことを配慮しながらですね、もう既に誰でも同じような対応ができるという中で、少し聞き取りシートを進めさせていただきまして、いろんな御意見をいただきましたので、改良をさせていただきたいなというふうに思っております。

そしてもう1つ、性に関するいじめ事案、草津でも非常に起こっておりますSNS、いろんなスマホもありますので、委員もおっしゃる、非常に簡単にそういう行為を行うということが複数起こっておりますので、そういったことに対しての対応マニュアル等の整理ですね、そういったことも改めてやらなければならないなというふうに感じているところでございます。

そして何よりも、その起こる前に、どのように未然防止をしていくのか。おっしゃいましたように、安全安心な学校、子どもたちが行きたいなと思える学校づくりに取り組んでいくことが非常に大事でないかなと、そういった中で、先生方にもいつもお話をしているんですけども、子どもたちをこども扱いせずに、パートナーとしてですね、日頃の関係などで、横の繋がり、パートナーとして子どもたちと学校づくりをしてほしいと、そういった中で、今日のお話でいいますと、しっかりこのうち、意見を聞く、またその意見に共感をする、そして意見が出せない子どもたちへの配慮、相談体制づくり、そういったものを両方やりながら子どもたちと先生の信頼関係をしっかりしていくと、先生方も1人1人をしっかり見ていくというような、そういったまずは学級風土、それが学校風土に変わっていくと思いますので、そういったことも、それぞれチェックをしながら、いじめ防止に繋がるような学校風土づくりというようなことを、ますます進めていかなければならないと改めて再認識したところでございます。

なかなか多忙な先生方に、またいろんな新たな取組が出てまいりますので、そういったことは、この教育委員会としてもまた市長様ともですね、協力体制ももっとしっかりしながら、いろんな形で学校をバックアップし、学校任せにならないように、そして対応できるような体制もしっかりとやらせていただければならないと改めて思ったところでございます。

関係者の皆様におかれましては、これから子どもたちのために、様々なところでまた取組

を御支援いただきますよう、お願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきたいと
思います。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

皆様、ありがとうございました。大変活発な御協議をいただきましたし、学校現場にいた
者としても、この学校の職員の様子も気遣いながら、実際に即した、複雑化していくものに
対してのお力添えいただけていただけること、大変力強く思いました。

特に先ほど今日のお話の中で、登校支援室加配等について効果があるということを教え
ていただきまして、大変心強いですし、先ほど市長からも教育長からもありましたが、教育
委員会としては現場の先生方そして結果的に子どもたちを支えていけるように整備を進め
てまいりたいと思います。

これをもちまして、令和6年度第1回草津市いじめ問題対策連絡協議会を閉じさせてい
ただきます。皆さん本日はありがとうございました。